

令和5年度

雫石町予算書
(企業会計を除く)

岩手県雫石町

目 次

議案第 20 号 令和 5 年度雫石町一般会計予算	7
第 1 表 歳入歳出予算	8
第 2 表 債務負担行為	15
第 3 表 地 方 債	16
議案第 21 号 令和 5 年度雫石町国民健康保険特別会計予算	19
第 1 表 歳入歳出予算	20
議案第 22 号 令和 5 年度雫石町御明神財産区特別会計予算	27
第 1 表 歳入歳出予算	28
議案第 23 号 令和 5 年度雫石町簡易水道事業特別会計予算	33
第 1 表 歳入歳出予算	34
議案第 24 号 令和 5 年度雫石町介護保険事業勘定特別会計予算	39
第 1 表 歳入歳出予算	40
議案第 25 号 令和 5 年度雫石町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算	47
第 1 表 歳入歳出予算	48
議案第 26 号 令和 5 年度雫石町立雫石診療所特別会計予算	53
第 1 表 歳入歳出予算	54
議案第 27 号 令和 5 年度雫石町後期高齢者医療特別会計予算	59
第 1 表 歳入歳出予算	60

雫石町一般会計予算

議案第 20 号

令和5年度雫石町一般会計予算

令和5年度雫石町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10,820,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年2月28日提出

雫石町長 猿子 恵久

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 町 税		2,115,313 千円
	1 町 民 税	637,179
	2 固 定 資 産 税	1,235,706
	3 軽 自 動 車 税	73,307
	4 た ば こ 税	120,989
	5 入 湯 税	48,132
2 地 方 譲 与 税		236,500
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	53,500
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	155,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	28,000
3 利 子 割 交 付 金		500
	1 利 子 割 交 付 金	500
4 配 当 割 交 付 金		3,000
	1 配 当 割 交 付 金	3,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		3,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	3,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		23,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	23,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		400,000

	1 地 方 消 費 税 交 付 金	400,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		14,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	14,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		11,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	11,000
10 地 方 特 例 交 付 金		10,500
	1 地 方 特 例 交 付 金	10,500
11 地 方 交 付 税		3,803,600
	1 地 方 交 付 税	3,803,600
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		2,400
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,400
13 分 担 金 及 び 負 担 金		72,526
	1 負 担 金	71,017
	2 分 担 金	1,509
14 使 用 料 及 び 手 数 料		91,933
	1 使 用 料	84,030
	2 手 数 料	7,903
15 国 庫 支 出 金		962,718
	1 国 庫 負 担 金	594,242
	2 国 庫 補 助 金	363,786

款	項	金額
	3 委 託 金	4,690 千円
16 県 支 出 金		1,116,700
	1 県 負 担 金	318,664
	2 県 補 助 金	710,465
	3 委 託 金	87,571
17 財 産 収 入		35,314
	1 財 産 運 用 収 入	28,136
	2 財 産 売 払 収 入	7,178
18 寄 附 金		300,101
	1 寄 附 金	300,101
19 繰 入 金		724,906
	1 基 金 繰 入 金	724,900
	2 特 別 会 計 繰 入 金	6
20 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
21 諸 収 入		85,988
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	3,003
	2 町 預 金 利 子	9
	3 貸 付 金 元 利 収 入	19,019

		4 雑 入	63,957
22 町	債		807,000
		1 町 債	807,000
歳 入 合 計			10,820,000

歳出

款		項	金額
1	議 会 費		111,252 千円
		1 議 会 費	111,252
2	総 務 費		1,778,845
		1 総 務 管 理 費	1,515,748
		2 徴 税 費	107,622
		3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	88,755
		4 選 挙 費	48,998
		5 統 計 調 査 費	5,736
		6 監 査 委 員 費	11,986
3	民 生 費		2,431,638
		1 社 会 福 祉 費	1,472,203
		2 児 童 福 祉 費	959,435
4	衛 生 費		1,133,543
		1 保 健 衛 生 費	578,100
		2 清 掃 費	519,715
		3 上 水 道 費	35,728
5	労 働 費		13,724
		1 労 働 諸 費	13,724
6	農 林 水 産 業 費		1,149,319

	1 農 業 費	705,845
	2 林 業 費	443,474
7 商 工 費		378,630
	1 商 工 費	378,630
8 土 木 費		1,338,759
	1 土 木 管 理 費	17,128
	2 道 路 橋 梁 費	847,461
	3 河 川 費	62,843
	4 都 市 計 画 費	41,095
	5 下 水 道 費	267,813
	6 住 宅 費	102,419
9 消 防 費		398,506
	1 消 防 費	398,506
10 教 育 費		1,091,932
	1 教 育 総 務 費	257,085
	2 小 学 校 費	291,710
	3 中 学 校 費	118,975
	4 社 会 教 育 費	260,113
	5 保 健 体 育 費	164,049
11 災 害 復 旧 費		10

款	項	金額
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	4 千円
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	6
12 公 債 費		988,841
	1 公 債 費	988,841
13 諸 支 出 金		1
	1 普 通 財 産 取 得 費	1
14 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		10,820,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
農業近代化資金借入に対する利子補給	令和5年度より 令和21年度までの 17年以内	農業近代化資金額に対する年利1.0%以内の利子補給額
設備改善資金借入に対する利子補給	令和5年度より 令和19年度までの 15年以内	設備改善資金額に対する年利2.0%以内の利子補給額
小規模小口資金借入に対する保証料補給	令和5年度より 令和9年度までの 5年以内	小規模小口資金額に対する保証料率0.7%以内の保証料補給額
いわて起業家育成資金借入に対する保証料補給	令和5年度より 令和19年度までの 15年以内	いわて起業家育成資金額に対する保証料率1.5%以内の保証料補給額

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	千円 58,000	普通貸借は行 又証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる資金につい て、利率の見直しを行った 後においては、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その 他の場合にはその債権者と協定するところによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を 短縮し、若しくは繰上償還または低利に借換えること ができる。
公共事業等	29,800	同上	同上	同上
地域活性化事業	45,400	同上	同上	同上
公共施設等適正管理推進事業	85,900	同上	同上	同上
緊急防災・減災事業	217,000	同上	同上	同上
緊急自然災害防止対策事業	57,400	同上	同上	同上
緊急浚渫推進事業	3,100	同上	同上	同上
辺地対策事業	310,400	同上	同上	同上
計	807,000			

雫石町国民健康保険特別会計予算

議案第 21 号

令和5年度雫石町国民健康保険特別会計予算

令和5年度雫石町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,720,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年2月28日提出

雫石町長 猿子 恵久

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 国 民 健 康 保 険 税		300,230 千円
	1 一 般 被 保 険 者 国 民 健 康 保 険 税	300,224
	2 退 職 被 保 険 者 等 国 民 健 康 保 険 税	6
2 使 用 料 及 び 手 数 料		150
	1 手 数 料	150
3 国 庫 支 出 金		1
	1 国 庫 補 助 金	1
4 県 支 出 金		1,214,861
	1 県 補 助 金	1,214,861
5 財 産 収 入		2
	1 財 産 運 用 収 入	2
6 繰 入 金		202,738
	1 他 会 計 繰 入 金	187,406
	2 基 金 繰 入 金	15,332
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		2,017
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	2,012
	2 雑 入	5

(町 債)		0
	(財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金)	0
歳 入	合 計	1,720,000

歳 出

款	項	金額
1 総 務 費		15,283 千円
	1 総 務 管 理 費	12,097
	2 徴 収 費	2,882
	3 運 営 協 議 会 費	304
2 保 険 給 付 費		1,199,447
	1 療 養 諸 費	1,033,259
	2 高 額 療 養 費	162,784
	3 移 送 費	2
	4 出 産 育 児 諸 費	2,502
	5 葬 祭 諸 費	900
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		427,296
	1 医 療 給 付 費 分	276,396
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	112,290
	3 介 護 納 付 金 分	38,610
4 共 同 事 業 拠 出 金		1
	1 共 同 事 業 拠 出 金	1
5 保 健 事 業 費		22,556
	1 保 健 事 業 費	4,693
	2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	17,863

6 基金積立金		38,001
	1 基金積立金	38,001
7 公債費		15,334
	1 公債費	1
	2 財政安定化基金償還金	15,333
8 諸支出金		2,082
	1 償還金及び還付加算金	2,081
	2 繰出金	1
歳出合計		1,720,000

雫石町御明神財産区特別会計予算

議案第 22 号

令和5年度雫石町御明神財産区特別会計予算

令和5年度雫石町御明神財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 13,552千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月28日提出

雫石町長 猿 子 恵 久

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 県 支 出 金		6,895 千円
	1 県 補 助 金	6,895
2 財 産 収 入		5,163
	1 財 産 運 用 収 入	13
	2 財 産 売 払 収 入	5,150
3 繰 入 金		1,492
	1 基 金 繰 入 金	1,492
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		13,552

歳出

款	項	金額
1 総務費		2,205 千円
	1 総務管理費	2,205
2 農林水産業費		11,347
	1 林業費	11,347
歳出合計		13,552

雫石町簡易水道事業特別会計予算

議案第 23 号

令和5年度雫石町簡易水道事業特別会計予算

令和5年度雫石町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 13,977千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000千円と定める。

令和5年2月28日提出

雫石町長 猿子 恵久

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		44 千円
	1 負 担 金	44
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1,680
	1 使 用 料	1,672
	2 手 数 料	8
3 繰 入 金		12,252
	1 一 般 会 計 繰 入 金	12,252
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		13,977

歳出

款	項	金額
1 簡 易 水 道 管 理 費		13,975 千円
	1 簡 易 水 道 管 理 費	13,975
2 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
3 諸 支 出 金		1
	1 繰 出 金	1
歳 出 合 計		13,977

雫石町介護保険事業勘定特別会計予算

議案第 24 号

令和5年度雫石町介護保険事業勘定特別会計予算

令和5年度雫石町介護保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,069,225千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年2月28日提出

雫石町長 猿子恵久

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 保 險 料		418,603 千円
	1 介 護 保 險 料	418,603
2 使 用 料 及 び 手 数 料		49
	1 手 数 料	49
3 国 庫 支 出 金		484,018
	1 国 庫 負 担 金	338,763
	2 国 庫 補 助 金	145,255
4 支 払 基 金 交 付 金		542,656
	1 支 払 基 金 交 付 金	542,656
5 県 支 出 金		310,159
	1 県 負 担 金	298,272
	2 県 補 助 金	11,865
	3 委 託 金	22
6 財 産 収 入		4
	1 財 産 運 用 収 入	4
7 繰 入 金		313,462
	1 一 般 会 計 繰 入 金	313,461
	2 基 金 繰 入 金	1
8 繰 越 金		1

	1 繰越金	1
9 諸収入		273
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 雑入	272
歳入合計		2,069,225

歳出

款	項	金額
1 総務費		28,067 千円
	1 総務管理費	10,311
	2 徴収費	1,193
	3 介護認定審査会費	16,563
2 保険給付費		1,960,102
	1 介護サービス等諸費	1,719,477
	2 介護予防サービス等諸費	69,000
	3 高額介護サービス等費	65,000
	4 特定入所者介護サービス等費	105,000
	5 その他諸費	1,625
3 地域支援事業費		81,022
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	46,591
	2 一般介護予防事業費	3,008
	3 包括的支援及び任意事業費	31,296
	4 その他諸費	127
4 基金積立金		31
	1 基金積立金	31
5 公債費		1
	1 公債費	1

6 諸 支 出 金		2
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1
	2 繰 出 金	1
歳 出 合 計		2,069,225

雫石町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算

議案第 25 号

令和5年度雫石町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算

令和5年度雫石町介護保険介護サービス事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10,687千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月28日提出

雫石町長 猿子 恵久

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 サービス収入		9,963 千円
	1 予防給付費収入	9,963
2 繰入金		723
	1 一般会計繰入金	723
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		10,687

歳出

款	項	金額
1 サービス事業費		10,686 千円
	1 介護予防支援事業費	10,686
2 諸支出金		1
	1 繰出金	1
歳出合計		10,687

雫石町立雫石診療所特別会計予算

議案第 26 号

令和5年度雫石町立雫石診療所特別会計予算

令和5年度雫石町立雫石診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 388, 416千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150, 000千円と定める。

令和5年2月28日提出

雫石町長 猿子恵久

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 診 療 収 入		255,059 千円
	1 入 院 収 入	101,343
	2 外 来 収 入	108,474
	3 そ の 他 診 療 収 入	45,242
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2,181
	1 手 数 料	2,181
3 繰 入 金		131,144
	1 一 般 会 計 繰 入 金	131,144
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		31
	1 雑 入	31
歳 入 合 計		388,416

歳出

款	項	金額
1 総務費		283,352 千円
	1 施設管理費	283,352
2 医療費		61,546
	1 医療費	61,546
3 公債費		43,517
	1 公債費	43,517
4 諸支出金		1
	1 繰出金	1
歳出合計		388,416

雫石町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 27 号

令和5年度雫石町後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度雫石町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 206,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月28日提出

雫石町長 猿子 恵久

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 保 險 料		143,940 千円
	1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料	143,940
2 使 用 料 及 び 手 数 料		45
	1 手 数 料	45
3 繰 入 金		61,617
	1 一 般 会 計 繰 入 金	61,617
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		397
	1 延 滞 金 及 び 過 料	10
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	387
歳 入 合 計		206,000

歳出

款	項	金額
1 総務費		2,354 千円
	1 総務管理費	977
	2 徴収費	1,377
2 後期高齢者医療広域連合納付費		203,645
	1 後期高齢者医療広域連合納付費	203,645
3 諸支出金		1
	1 繰出金	1
歳出	合計	206,000